

第3 事業の効率的・効果的实施に向けた取り組み

1. 効率的・効果的な事業の実施

異なる所管海岸を一連施設として整備する制度の活用(海岸法第40条第2項)

海岸法では、国土交通大臣と農林水産大臣が協議して、1大臣が一連施設として所掌する仕組みが規定されている。この法規定を適切に運用し、事業の連携を図るとともに今後も当該制度の活用を積極的に推進。

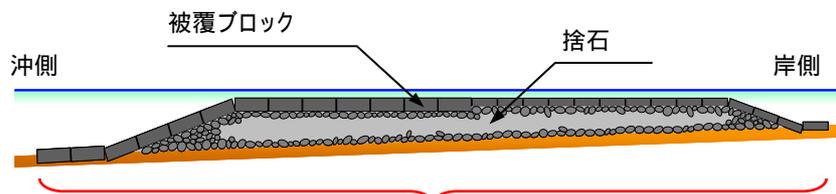


異なる所管の海岸保全施設の整備を協議の上、国土交通省(河川局)所管で一体的に事業を実施

計画・設計を見直すことによるコスト縮減の実施

人工リーフを整備するにあたって、当初計画の構造を別途工事で発生する消波ブロックを再利用できる構造に見直すことにより、コスト縮減を図る。【鳥取県 皆生海岸】

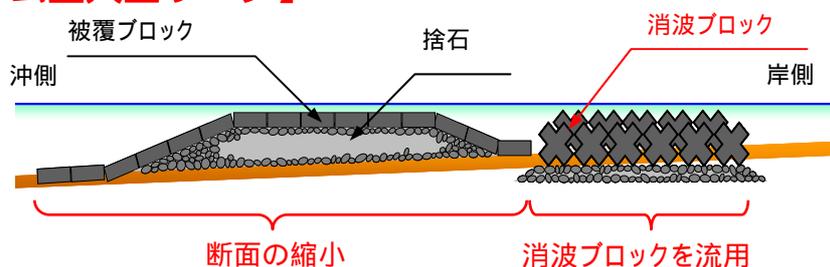
【従来の人工リーフ】



当初計画形状

1基当たり約10%コスト縮減

【タンデム型人工リーフ】



○総合的土砂管理対策の推進

河川、海岸、漁港等の各事業者が連携して、異常堆積土砂の除去対策および海岸侵食対策を一体となって実施する総合的な土砂管理を推進。

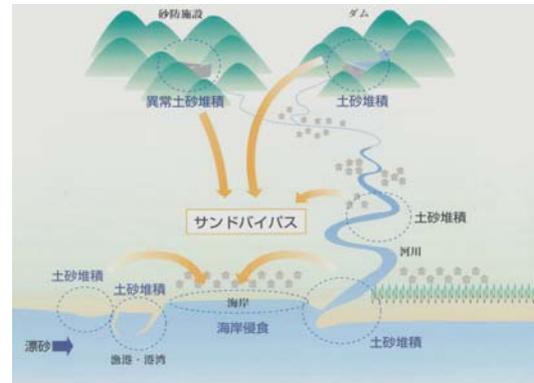
【サンドバイパス(静岡県 富士海岸)】



砂防事業での発生土砂を
養浜材料として投入



【総合的土砂管理概念図】



【サンドリサイクル(鳥取県 皆生海岸)】



○砂浜の安定化への新たな取り組み

砂浜の海岸保全施設の指定に向けた取り組みとして、細粒砂ではなく、粗粒砂を用いた養浜による砂浜安定化を目指し、試行的に実施。【茨城県 鹿嶋海岸】

従来の養浜

鹿島港の浚渫土砂を養浜土砂として利用

ヘッドランド着手前から激しく侵食していた箇所において、養浜土砂が沖へ流出

粒径が細かい(0.1mm)ため、汀線付近で安定しない

粗粒砂を用いた養浜

粗粒砂(2mm以上)は汀線付近で安定することが予測計算(数値計算・現地試験)で確認済み

侵食の激しい地区でH17より粗粒砂(2.0mm以上)を用いた養浜を試行(予備試験)

試行結果を評価し、砂浜の安定化手法を確立

粗粒砂を用いた養浜の安定状況(アーマー化)



【予備試験結果(中間とりまとめ)】

予測計算結果と同様に現地でも養浜材の沖への流出はなく養浜の効果あり。

また、予測計算による効果以外に、粗粒砂によるアーマー化により、現地盤の移動抑制や岸方向漂砂(細砂)の捕捉効果があることも確認。